

議第72号

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例
(呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>第9条の2の2 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第13条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第13条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第67条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>第9条の2の2 略</p> <p><u>2 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第13条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第13条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第67条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15</u></p>

	<p>条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p> <p>2 第10条の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。</p>
--	---

第2条 呉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>第9条の2の2 略</p> <p>2 法附則<u>第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>第9条の2の2 略</p> <p>2 法附則<u>第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症等特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄</u></p>

	<p><u>払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第28条の6の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>
--	--

(呉市都市計画税条例の一部改正)

第3条 呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項<u>又は</u>第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3</u><u>又は</u><u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>

第4条 呉市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項</p>	<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項</p>

まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。